岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場、岐阜県スポーツ科学センター 及び岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターの指定管 理者指定申請に係る審査結果について

平成29年10月17日 岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課

1 施設の概要

名 称	岐阜メモリアルセンター
所 在 地	岐阜県岐阜市長良福光大野2675の28
設置目的	①県民の日常的な健康、体力づくりに寄与する。
	②県民の競技水準を向上させ、選手の強化育成に努める施設を提供する。
	③全国的、国際的競技大会の招致、開催を可能とする。
	④都市公園として、より一層充実した環境を近隣住民にも提供する。
根拠条例	岐阜県都市公園条例

名 称	岐阜県長良川球技場
所 在 地	岐阜県岐阜市長良福光青襖2070の7
設置目的	県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供することを目的とす
	る。
根拠条例	岐阜県長良川球技場条例

名 称	岐阜県スポーツ科学センター
所 在 地	岐阜県岐阜市長良福光青襖2070の7(岐阜県長良川スポーツプラザ1階)
名 称	岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンター
所 在 地	岐阜県下呂市小坂町落合2376番地1
設置目的	科学的なスポーツトレーニングの実施により、岐阜県のスポーツの振興に寄与
	することを目的とする。
根拠条例	岐阜県スポーツ科学センター条例

2 指定管理者の募集方法 特定者指名

3 指定管理者の募集期間 平成29年8月29日から平成29年9月29日まで

4 申請団体

申請団体の名称	共同体の構成員の名称
公益財団法人岐阜県体育協会	

5 審査基準

審査項目	配点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	1 0
利用者サービスの向上	2 5
施設の維持管理	5
収支計画	2 0
組織·体制	1 0
危機管理	1 0
経営基盤	5
地域連携	1 0
計	100

6 審査結果

次のとおり指定管理者候補予定者を決定しました。

<指定管理者候補予定者>

申請団体の名称		主	な	選	定	理	由	
公益財団法人岐阜県体育協会	申請内容が募	享集要	項に	定める	基準を	を満た	している	と認め
	られるため。							

7 指定管理者の指定

県と指定管理者候補予定者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該指定 管理者候補予定者を岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場、岐阜県スポーツ科学センター 及び岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターの指定管理者に指定する予定 です。

<指定期間>

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間)